

地方交付税法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

目次

一 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（第一条関係）	1
二 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（第二条関係）	58
三 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）（第三条関係）	63

地方交付税法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）（第一条関係）

（傍線部は改正部分）

改 正 案

現 行

道府県	一〇七略	八 補正予算償還費	道府県	一〇七略
地方団体の種類	経費の種類	測定単位	地方団体の種類	経費の種類
		平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金		
		平成十四年度及び平成十		

第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。

第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。

十三 東日本大震	十二 臨時財政対策債償還費	十一 減税補填債償還費	十 財源対策債償還費	九 地方税減収補填債償還費	六年度から令和三年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額
平成二十四年度から令和三年度までの各	額 臨時財政対策のため平成十四年度から令和三年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	額 個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十四年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	額 平成十四年度から令和三年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	額 地方税の減収補填のため平成十四年度から令和三年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	
十三 東日本大震	十二 臨時財政対策債償還費	十一 減税補填債償還費	十 財源対策債償還費	九 地方税減収補填債償還費	六年度から令和二年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額
平成二十三年度から令和二年度までの各	額 臨時財政対策のため平成十三年度から令和二年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	額 個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十三年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	額 平成十三年度から令和二年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	額 地方税の減収補填のため平成十三年度から令和二年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	

	<p>災全国緊急防災 施策等償還費</p> <p>十四 国土強^{じん}靱化 施策償還費</p>	<p>年度において東日本大震災全国緊急防災 施策等に要する費用に充てるため発行に ついて同意又は許可を得た地方債の額</p> <p>令和元年度から令和三年度までの各年度 において国土強靱化施策に要する費用に 充てるため発行について同意又は許可を 得た地方債の額</p>	市町村	<p>一〇 補正予算償還 費</p> <p>十一 財源対策償 還費</p>	<p>平成四年度から平成十年度までの各年度 において国の補正予算等に係る事業費の 財源に充てるため発行を許可された地方 債に係る元利償還金</p> <p>平成十四年度及び平成十 六年度から令和三年度までの各年度にお いて国の補正予算等に係る事業費の財源 に充てるため発行について同意又は許可 を得た地方債の額</p> <p>地方税の減収補填のため平成十五年度及 び平成十七年度から令和三年度までの各 年度において特別に発行について同意又 は許可を得た地方債の額</p> <p>平成十三年度から令和三年度までの各年 度の財源対策のため当該各年度において</p>
--	--	--	-----	---	---

	<p>災全国緊急防災 施策等償還費</p> <p>十四 国土強^{じん}靱化 施策償還費</p>	<p>年度において東日本大震災全国緊急防災 施策等に要する費用に充てるため発行に ついて同意又は許可を得た地方債の額</p> <p>令和元年度及び令和二年度 において国土強靱化施策に要する費用に 充てるため発行について同意又は許可を 得た地方債の額</p>	市町村	<p>一〇 補正予算償還 費</p> <p>十一 財源対策償 還費</p>	<p>平成四年度から平成十年度までの各年度 において国の補正予算等に係る事業費の 財源に充てるため発行を許可された地方 債に係る元利償還金</p> <p>平成十三年度、平成十四年度及び平成十 六年度から令和二年度までの各年度にお いて国の補正予算等に係る事業費の財源 に充てるため発行について同意又は許可 を得た地方債の額</p> <p>地方税の減収補填のため平成十五年度か ら令和二年度 までの各 年度において特別に発行について同意又 は許可を得た地方債の額</p> <p>平成十三年度から令和二年度までの各年 度の財源対策のため当該各年度において</p>
--	--	--	-----	---	---

2 略		
	十二 減税補填債償還費	発行について同意又は許可を得た地方債の額 個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十四年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額
3	十三 臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十四年度から令和三年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額
	十四 東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	平成二十四年度から令和三年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額
2 略	十五 国土強靱化施策債償還費	令和元年度から令和三年度までの各年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて

2 略		
	十二 減税補填債償還費	発行について同意又は許可を得た地方債の額 個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十三年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額
3	十三 臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から令和二年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額
	十四 東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	平成二十三年度から令和二年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額
2 略	十五 国土強靱化施策債償還費	令和元年度及び令和二年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて

、総務省令で定めるところにより算定する。

種類	測定単位の数値の算定の基礎	表示 単位
一〇三十九 略 四十 災害 復旧事業 費の財源 に充てる ため発行 について 同意又は 許可を得 た地方債 に係る元 利償還金	(1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年度から令和三年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金及び国庫の負担金を受けないで施行した災害復旧事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十二年度から令和三年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金（(6)に掲げるものを除く。） (2) 国庫の負担金を受けて施行した地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る経費又は国の行う地盤沈下、地盤変	千円

、総務省令で定めるところにより算定する。

種類	測定単位の数値の算定の基礎	表示 単位
一〇三十九 略 四十 災害 復旧事業 費の財源 に充てる ため発行 について 同意又は 許可を得 た地方債 に係る元 利償還金	(1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年度から令和二年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金及び国庫の負担金を受けないで施行した災害復旧事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十二年度から令和二年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金（(6)に掲げるものを除く。） (2) 国庫の負担金を受けて施行した地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る経費又は国の行う地盤沈下、地盤変	千円

四十一・四十二略	動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年度から令和三年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金	(3)～(6)略
四十三	国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担金に充てるため	平成十四年度及び平成十六年度から令和三年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正予算により追加された歳出又は国の公共事業等予備費の使用に係るもののうち総務大臣が指定するものの額
平成十四年度及び平成十六年度から令和三年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債	平成十四年度及び平成十六年度から令和三年度までの各年度に	
に係る事に 正予算等 て国の補 度におい での各年 三年度ま から令和 十六年度 及び平成 十四年度 及び平成 十四年度 及び平成 十六年度 から令和 三年度ま での各年 度におい て国の補 正予算等 に係る事	千円	

四十一・四十二略	動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年度から令和二年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金	(3)～(6)略
四十三	国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担金に充てるため平成十三年度、平成十四年度及び平成十六年度から令和二年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正予算により追加された歳出又は国の公共事業等予備費の使用に係るもののうち総務大臣が指定するものの額	
平成十三年度、平成十四年度及び平成十六年度から令和二年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債	平成十三年度、平成十四年度及び平成十六年度から令和二年度までの各年度に	
に係る事に 正予算等 て国の補 度におい での各年 二年度ま から令和 十六年度 及び平成 十四年度 及び平成 十四年度 及び平成 十六年度 から令和 二年度ま での各年 度におい て国の補 正予算等 に係る事	千円	

業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	(1) 道府県にあつては道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税、地方法人特別譲与税並びに特別法人事業譲与税の減収補填のため、平成十四年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の八十に相当する額及び平成十五年度から令和三年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額、市町村にあつては市町村民税の法人税割、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）及び同法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四	千円
---------------------------------	---	----

業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	(1) 道府県にあつては道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税、地方法人特別譲与税並びに特別法人事業譲与税の減収補填のため、平成十三年度及び平成十四年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の八十に相当する額並びに平成十五年度から令和二年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額、市町村にあつては市町村民税の法人税割、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）及び同法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四	千円
---------------------------------	--	----

債の額	得た地方	は許可を	て同意又	行につい	において発	各年度に	ため当該	源対策の	年度の財	までの各	和三年度	度から令	成十三	四十五	平									
<p>(2) 略</p> <p>一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等に係る経費に充てるため平成十三年度から令和三年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものの額</p>																								
千円																								

債の額	得た地方	は許可を	て同意又	行につい	において発	各年度に	ため当該	源対策の	年度の財	までの各	和二年度	度から令	成十三	四十五	平									
<p>(2) 略</p> <p>一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等に係る経費に充てるため平成十三年度から令和二年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものの額</p>																								
千円																								

四十六 個

(1) (4) 略

千円

四十六 個

(1) (4) 略

千円

人の道府

(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平

県民税又

成十八年法律第八号）第八条による改正前の

は市町村

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関

民税に係

する法律（平成十一年法律第十七号）第十三

る特別減

条の規定により平成十四年度から平成十八年

税等によ

度までの各年度において起こすことができる

る平成六

こととされた地方債の額

(6) 略

年度から

平成八年

度まで及

び平成十

四年度か

ら平成十

八年度ま

での各年

度の減収

を補填す

るため当

該各年度

において

特別に起

こすこと

人の道府

(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平

県民税又

成十八年法律第八号）第八条による改正前の

は市町村

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関

民税に係

する法律（平成十一年法律第十七号）第十三

る特別減

条の規定により平成十三年度から平成十八年

税等によ

度までの各年度において起こすことができる

る平成六

こととされた地方債の額

(6) 略

年度から

平成八年

度まで及

び平成十

三年度か

ら平成十

八年度ま

での各年

度の減収

を補填す

るため当

該各年度

において

特別に起

こすこと

<p>度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>	<p>四十九 令和元年度から令和三年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>	<p>千円</p>
<p>度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>	<p>四十九 令和元年度から令和三年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>	<p>千円</p>

<p>度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>	<p>四十九 令和元年度及び令和二年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>	<p>千円</p>
<p>度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>	<p>四十九 令和元年度及び令和二年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>	<p>千円</p>

に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地
方債の額

4～6 略

(測定単位の数値の補正)

第十三条 略

2～4 略

5 前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類に掲げる補正を行うものとする。

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	補正の種類
八 補正予算償還費	一～七 略		平成十四年度及び平成十六年度	種別補正

に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地
方債の額

4～6 略

(測定単位の数値の補正)

第十三条 略

2～4 略

5 前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類に掲げる補正を行うものとする。

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	補正の種類
八 補正予算償還費	一～七 略		平成十三年度、平成十四年度及び平成十六年度	種別補正

<p>九 地方税減収補填償還費</p>	<p>から令和三年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>	<p>種別補正</p>
<p>十 財源対策債償還費</p>	<p>平成十四年度から令和三年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において</p>	<p>種別補正</p>

<p>九 地方税減収補填償還費</p>	<p>から令和二年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>	<p>種別補正</p>
<p>十 財源対策債償還費</p>	<p>平成十三年度から令和二年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において</p>	<p>種別補正</p>

十一 減税補填債
償還費

て発行について
同意又は許可を
得た地方債の額
個人の道府県民
個人に係る特別減

種別補正

十二 臨時財政対
策債償還費

臨時財政対策の
ため平成十四年
度から令和三年
度までの各年度
において特別に
起こすことがで

種別補正

十一 減税補填債
償還費

て発行について
同意又は許可を
得た地方債の額
個人の道府県民
個人に係る特別減

種別補正

十二 臨時財政対
策債償還費

臨時財政対策の
ため平成十三年
度から令和二年
度までの各年度
において特別に
起こすことがで

種別補正

市町村			
一〇七略			
	<p>十三 東日本大震災 災全国緊急防災 施策等償還費</p> <p>十四 国土強靱化 施策償還費</p>	<p>平成二十四年度 から令和三年度 までの各年度に おいて東日本大 震災全国緊急防 災施策等に要す る費用に充てる ため発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額</p> <p>令和元年度から 令和三年度まで の各年度におい て国土強靱化施 策に要する費用 に充てるため発 行について同意 又は許可を得た 地方債の額</p>	<p>きることとされ た地方債の額</p> <p>種別補正</p> <p>種別補正</p>

市町村			
一〇七略			
	<p>十三 東日本大震災 災全国緊急防災 施策等償還費</p> <p>十四 国土強靱化 施策償還費</p>	<p>平成二十三年 度から令和二 年度までの各 年度ににおい て東日本大震 災全国緊急防 災施策等に要 する費用に充 てるため発行 について同意 又は許可を得 た地方債の額</p> <p>令和元年度及 び令和二年度 において 国土強靱化施 策に要する費 用に充てるた め発行につい て同意又は許 可を得た地方 債の額</p>	<p>きることとされ た地方債の額</p> <p>種別補正</p> <p>種別補正</p>

八 補正予算債償 還費	平成十四年度及び平成十六年度から令和三年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正
九 地方税減収補 填償償還費	地方税の減収補填のため平成十五年及び平成十七年度から令和三年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正
十 財源対策債償	平成十三年度かの額	種別補正

八 補正予算債償 還費	平成十三年度、平成十四年度及び平成十六年度から令和二年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正
九 地方税減収補 填償償還費	地方税の減収補填のため平成十五年及び令和二年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正
十 財源対策債償	平成十三年度かの額	種別補正

還費	十一 減税補填債 償還費	十二 臨時財政対 策債償還費
ら令和三年度ま での各年度の財 源対策のため当 該各年度におい て発行について 同意又は許可を 得た地方債の額	個人の市町村民 税に係る特別減 税等による平成 六年度から平成 八年度まで及び 平成十四年度か ら平成十八年度 までの各年度の 減収を補填する ため当該各年度 において特別に 起こすことがで きることとされ た地方債の額	臨時財政対策の ため平成十四年
種別補正	種別補正	種別補正

還費	十一 減税補填債 償還費	十二 臨時財政対 策債償還費
ら令和二年度ま での各年度の財 源対策のため当 該各年度におい て発行について 同意又は許可を 得た地方債の額	個人の市町村民 税に係る特別減 税等による平成 六年度から平成 八年度まで及び 平成十三年度か ら平成十八年度 までの各年度の 減収を補填する ため当該各年度 において特別に 起こすことがで きることとされ た地方債の額	臨時財政対策の ため平成十三年
種別補正	種別補正	種別補正

<p>十四 国土強靱化 施策債償還費</p>	<p>令和元年度から 令和三年度まで の各年度におい て国土強靱化施 策に要する費用 に充てるため発</p>	<p>度から令和三年 度までの各年度 において特別に 起こすことがで きることとされ た地方債の額</p>	<p>種別補正</p>
----------------------------	--	---	-------------

<p>十四 国土強靱化 施策債償還費</p>	<p>令和元年度及び 令和二年度 において て国土強靱化施 策に要する費用 に充てるため発</p>	<p>度から令和二年 度までの各年度 において特別に 起こすことがで きることとされ た地方債の額</p>	<p>種別補正</p>
----------------------------	---	---	-------------

6
～
12
略

附則

行について同意
又は許可を得た
地方債の額

(令和四年度分の交付税の総額の特例)

第四条 令和四年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第

一号から第三号までに掲げる額の合算額から第四号から第六号まで

に掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に対して交付する特別交付税(附則第十三条第一項並びに第十五条第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。)に充てるための九百二十九億三千八百七十六万三千円を加算した額とする。

一 略

二 地方交付税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第 号)第

一条の規定による改正前の地方交付税法(以下「旧法」という。)附則

第四条の二第一項 の規定において令和四年度分の交付税の総

額に加算することとされていた額 百五十四億円

(削る)

(削る)

6
～
12
略

附則

行について同意
又は許可を得た
地方債の額

(令和三年度分の交付税の総額の特例)

第四条 令和三年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第

一号から第五号までに掲げる額の合算額に四千億円を加算した額から第六

号から第八号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に対して交付する特別交付税(附則第十三条第一項並びに第十五条第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。)に充てるための千三百二十六億二千七百二十九万七千円を加算した額とする。

一 略

二 地方交付税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第八号)第

一条の規定による改正前の地方交付税法(以下「旧法」という。)附則

第四条の二第一項及び第四項の規定において令和三年度分の交付税の総

額に加算することとされていた額 二千二百四十六億円

三 旧法附則第四条の二第三項の規定において令和三年度分の交付税の総

額に加算することとされていた額 二千五百億円

四 令和三年度における交付税の総額を確保するため前三号に掲げる額の

合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策の特例加算額

三 令和四年度における借入金額の額に相当する額 二十九兆六千二百二十億九千五百四十万八千円

四 令和三年度における借入金額の額に相当する額 三十兆千二百二十二億九千五百四十万八千円

五 令和四年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 七百九億円

六 旧法附則第四条の二第四項の規定において令和四年度分の交付税の総額から減額することとされていた額 二千四百六十億七千七百八万二千円

2 令和四年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、旧法附則第四条の二第五項の規定において同年度における第六条第二項に規定する合算額から減額することとされていた四百四十九億百七十二万円を減額する。

（令和五年度以降の各年度分の交付税の総額の特例等）

第四条の二 令和五年度以降の各年度分の交付税の総額は、当分の間、第六条第二項の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

2 令和五年度から令和三十六年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、前項の規定による額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号及び第三号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一兆七千六百六十八億九千九百十七万二千元

五 令和三年度における借入金額の額に相当する額 三十兆千二百二十二億九千五百四十万八千円

六 令和二年度における借入金額の額に相当する額 三十兆九千六百二十二億九千五百四十万八千円

七 令和三年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 七百六十億円

八 旧法附則第四条の二第五項の規定において令和三年度分の交付税の総額から減額することとされていた額 三千四億四千二百四十八万二千元

（令和四年度以降の各年度分の交付税の総額の特例等）

第四条の二 令和四年度以降の各年度分の交付税の総額は、当分の間、第六条第二項の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

2 令和四年度から令和三十七年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、前項の規定による額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号及び第三号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一〇三 略

3 令和五年度から令和十四年度までの各年度分の交付税の総額は、前項の規定による額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
令和五年度	千二百十七億円
令和六年度	八百三十四億円
令和七年度	七百七十五億円
令和八年度	五百三十五億円
令和九年度	五百四十八億円
令和十年度	四百五十五億円
令和十一年度	四百二十八億円
令和十二年度	四百二十一億円
令和十三年度	三億円
令和十四年度	三億円

4 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第五号に掲げる額に相当する額

一〇三 略

3 令和四年度から令和十四年度までの各年度分の交付税の総額は、前項の規定による額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
令和四年度	千六百五十六億円
令和五年度	千二百十七億円
令和六年度	八百三十四億円
令和七年度	七百七十五億円
令和八年度	五百三十五億円
令和九年度	百三十四億円
令和十年度	四十一億円
令和十一年度	十四億円
令和十二年度	七億円
令和十三年度	三億円
令和十四年度	三億円

4 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第五号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四

、地方交付税法等の一部を改正する法律
(令和二年法律第六号)第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第
四条第三号に掲げる額に相当する額及び地方交付税法等の一部を改正する

法律(令和三年法律第八号)第一条の規定による改正前の地方交付税法附

則第四条第四号に掲げる額に相当する額を令和五年度から令和二十六年
度までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の
総額は、令和五年度から令和八年度までの各年度にあつては前項の規定に
よる額から二千四百六十億七千七百八万二千円を、令和九年度から令和十
二年度までの各年度にあつては同項の規定による額から二千六百十六億八
百二十七万六千円を、令和十三年度及び令和十四年度にあつては同項の規
定による額から九百八十二億六千七百六十九万四千円を、令和十五年度か
ら令和二十五年までの各年度にあつては第二項の規定による額から九百
八十二億六千七百六十九万四千円を、令和二十六年にあつては同項の規
定による額から九百八十二億六千七百七十万二千円をそれぞれ減額した額
とする。

5 令和五年度から令和十八年度までの各年度分として交付すべき交付税の
総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定す
る当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交
付された額のうち、平成二十八年度において交付すべきであつた額を超え
て交付された額のうち千七百九十六億六千八百八十八万円及び令和元年度にお
いて交付すべきであつた額を超えて交付された額である四千八百一十一億八
百七十八万二千円について、令和五年度から令和八年度までの各年度にあ
つては同項に規定する合算額から四百四十九億百七十二万円を、令和九年

条第四号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律
(令和二年法律第六号)第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第
四条第三号に掲げる額に相当する額及び旧法

附

則第四条第四号に掲げる額に相当する額を令和四年度から令和二十六年
度までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の
総額は、令和四年度から令和八年度までの各年度にあつては前項の規定に
よる額から二千四百六十億七千七百八万二千円を、令和九年度から令和十
二年度までの各年度にあつては同項の規定による額から二千六百十六億八
百二十七万六千円を、令和十三年度及び令和十四年度にあつては同項の規
定による額から九百八十二億六千七百六十九万四千円を、令和十五年度か
ら令和二十五年までの各年度にあつては第二項の規定による額から九百
八十二億六千七百六十九万四千円を、令和二十六年にあつては同項の規
定による額から九百八十二億六千七百七十万二千円をそれぞれ減額した額
とする。

5 令和四年度から令和十八年度までの各年度分として交付すべき交付税の
総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定す
る当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交
付された額のうち、平成二十八年度において交付すべきであつた額を超え
て交付された額である二千二百四十五億八千六百六十六万円及び令和元年度にお
いて交付すべきであつた額を超えて交付された額である四千八百一十一億八
百七十八万二千円について、令和四年度から令和八年度までの各年度にあ
つては同項に規定する合算額から四百四十九億百七十二万円を、令和九年

度から令和十七年度までの各年度にあつては同項に規定する合算額から四百八十一億千八百八千円を、令和十八年度にあつては同項に規定する合算額から四百八十一億千八百八千円をそれぞれ減額する。

6
略

(削る)

(地域デジタル社会推進費の基準財政需要額への算入)

度から令和十七年度までの各年度にあつては同項に規定する合算額から四百八十一億千八百八千円を、令和十八年度にあつては同項に規定する合算額から四百八十一億千八百八千円をそれぞれ減額する。

6
略

(令和四年度における臨時財政対策の特例加算)

第四条の三

令和四年度において、地方財政の状況等に鑑み、交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、同年度分の交付税の総額については、前条第四項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

2 前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の五の二第一項に規定する地方債（第一号において「臨時財政対策債」という。）で令和四年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするもの（発行について同法第五条の三第六項の規定による届出がされるものうち、同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなる）と認められるものを含む。）の予定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一 第十二条第三項の表第四十七号(1)から(8)までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る令和四年度における元利償還金の支払に充てるため必要な額の総額の見込額

二 その他総務大臣及び財務大臣が協議して定める額

(地域デジタル社会推進費の基準財政需要額への算入)

第六条

令和四年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	地域デジタル社会推進費	人口	一人につき 五二〇円
市町村	地域デジタル社会推進費	人口	一人につき 七六〇円

2 略

(令和四年度分
算定方法の特例)

の交付税に係る基準財政需要額の

第六条の二 令和四年度分

の交付税に限り、道府県の交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、
第十一条の規定により算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額

とする。

第六条

令和三年度及び令和四年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	地域デジタル社会推進費	人口	一人につき 五二〇円
市町村	地域デジタル社会推進費	人口	一人につき 七六〇円

2 略

(令和三年度及び令和四年度の各年度分の交付税に係る基準財政需要額の
算定方法の特例)

第六条の二 令和三年度及び令和四年度の各年度分の交付税に限り、道府県

及び市町村の基準財政需要額は、令和三年度にあつては第十一条の規定により算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額とし、令和四年度にあつては同条の規定により算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする。

一 九千五百四十三億四千百十六万三千円 当該道府県の控除前財源不足額（

この条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この条において同じ。）を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

二 八千二百六十一億四千六百八万二千元 当該市町村の控除前財源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

2 控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる数値を合算したものの五分の一の数値に応じ、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

一 令和三年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

二 令和二年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第八号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

三 令和元年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度

一 三兆二千四百二十億四千九百九十六万六千元に当該道府県の控除前財源不足額（第十条第三項本文の規定により令和三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いたこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この条において同じ。）を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

二 二兆二千三百七十五億九千六百八十八万八千元に当該市町村の控除前財源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

2 控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる数値を合算したものの五分の一の数値に応じ、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

一 令和二年度における基準財政収入額を旧法

附則第六条の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

二 令和元年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度

の基準財政需要額で除して得た数値

四 平成三十一年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

五 平成二十九年年度における基準財政収入額を地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

（削る）

3 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した

この条の規定の

適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

（令和四年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第七条の四 令和四年度分の交付税に限り、各地方団体に対して交付すべき

の基準財政需要額で除して得た数値

三 平成三十一年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

四 平成二十九年年度における基準財政収入額を地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

五 平成二十八年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

3 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した第十条第三項本文の規定により令和三年八月

三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いたこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

（令和三年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第七条の四 令和三年度分の交付税に限り、各地方団体に対して交付すべき

普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからチまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、「地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十号。以下この条において「平成二十三年法律第百二十号」という。）、「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、「地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。）、「地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号。以下この条において「平成三十一年地方税法等改正法」という。）、「地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号。次号において「令和二年法律第五号」という。）、「地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号。次号において「令和二年法律第二十六号」という。）、「地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号。以下この条において「令和三年地方税法等改正法」という。）、「地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号。以下この条において「令和四年地方税法等改正法」という。）、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二

普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからチまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、「地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十号。以下この条において「平成二十三年法律第百二十号」という。）、「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、「地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。）、「地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号。以下この条において「平成三十一年地方税法等改正法」という。）、「地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号。以下この条において「令和二年地方税法等改正法」という。）、「地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号。以下この条において「令和三年地方税法等改正法」という。）、「地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号。以下この条において「令和四年地方税法等改正法」という。）、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二

十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。））、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。））、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。））、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。））、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。））、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条において「平成二十九年所得税法等改正法」という。））、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下この条において「平成三十一年所得税法等改正法」という。））、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条において「令和二年所得税法等改正法」という。））、

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。次号において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。））、所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この条において「令和三年所得税法等改正法」という。））及び所得税法等の一部を改正する法律

（令和四年法律第 号。次号において「令和四年所得税法等改正

十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。））、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。））、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。））、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。））、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。））、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条において「平成二十九年所得税法等改正法」という。））、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下この条において「平成三十一年所得税法等改正法」という。））、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条において「令和二年所得税法等改正法」という。））及び

所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この条において「令和三年所得税法等改正法」という。）の施行

法」という。)の施行による個人の道府県民税に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

口 平成二十三年法律第三十号、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号。以下この条において「平成二十八年地方税法等改正法」という。)、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。)、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法の施行による法人の道府県民税に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 震災特例法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法の施行による個人が行う事業に対する事業税に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ニ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四

による個人の道府県民税に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

口 平成二十三年法律第三十号、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号。以下この条において「平成二十八年地方税法等改正法」という。)、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。)、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法の施行による法人の道府県民税に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 震災特例法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法の施行による個人が行う事業に対する事業税に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ニ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四

年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法の施行による法人の行う事業に対する事業税に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号。以下この条において「平成二十六年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法及び令和四年地方税法等改正法の施行による不動産取得税に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ヘ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による自動車税に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額として

年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法の施行による法人の行う事業に対する事業税に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号。以下この条において「平成二十六年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法及び令和三年地方税法等改正法の施行による不動産取得税に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ヘ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による自動車税に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額として

総務省令で定めるところにより算定した額

ト 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法及び令和四年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

チ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法の施行による特別法人事業譲与税に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 イからへまでに掲げる額の合算額

イ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年法律第五号、令和二年法律第二十六号、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所

総務省令で定めるところにより算定した額

ト 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法及び令和三年地方税法等改正法
の施行による固定資産税に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

チ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法の施行による特別法人事業譲与税に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 イからへまでに掲げる額の合算額

イ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年法律第五号、令和二年法律第二十六号、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所

得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法、新型コロナウイルス感染症特例法、令和三年所得税法等改正法及び令和四年所得税法等改正法の施行による個人の市町村民税に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法及び令和四年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行によ

得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法

の施行による個人の市町村民税に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法及び令和三年地方税法等改正法
の施行による固定資産税に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行によ

る軽自動車税に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法の施行による法人事業税交付金に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ヘ 平成三十一年地方税法等改正法の施行による環境性能割交付金に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

(沖縄県に係る基準財政需要額の算定方法等の特例)

第九条 沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村に対して交付すべき昭和四十七年度から令和十三年度までの各年度分の普通交付税の額を算定する場合には、第十二条第三項の測定単位の算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正、第十四条の基準財政収入額の算定方法その他普通交付税の額の算定上必要な事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例)

第九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第二条第二項に規定する特定被災地

る軽自動車税に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法の施行による法人事業税交付金に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ヘ 平成三十一年地方税法等改正法の施行による環境性能割交付金に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

(沖縄県に係る基準財政需要額の算定方法等の特例)

第九条 沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村に対して交付すべき昭和四十七年度から令和三年度までの各年度分の普通交付税の額を算定する場合には、第十二条第三項の測定単位の算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正、第十四条の基準財政収入額の算定方法その他普通交付税の額の算定上必要な事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例)

第九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第二条第二項に規定する特定被災地

方公共団体に対して交付すべき令和四年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によることができず、又は適当でない認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。

（令和四年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例）

第十一条 令和四年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。）及び令和四年度震災復興特別交付税額（旧法附則第十二条第一項の規定により令和四年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する令和三年度震災復興特別交付税額の一部及び附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための九百二十九億三千八百七十六万三千元の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、令和四年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額及び令和四年度震災復興特別交付税額（令和四年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。）の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び令和四年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

（令和四年度震災復興特別交付税額の一部の令和五年度における交付等）

第十二条 令和四年度分として交付すべき交付税の総額のうち令和四年度震

方公共団体に対して交付すべき令和三年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によることができず、又は適当でない認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。

（令和三年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例）

第十一条 令和三年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。）及び令和三年度震災復興特別交付税額（旧法附則第十二条第一項の規定により令和三年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する令和二年度震災復興特別交付税額の一部及び附則第四条に規定する震災復興特別交付税に充てるための千三百二十六億二千七百二十九万七千円の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。）及び一兆五千億円の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額に一兆五千億円を加算した額とし、令和三年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額、令和三年度震災復興特別交付税額及び一兆五千億円の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び令和三年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

（令和三年度震災復興特別交付税額の一部の令和四年度における交付等）

第十二条 令和三年度分として交付すべき交付税の総額のうち令和三年度震

災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を令和四年度内に交付しないで、当該総務大臣が定める額以内の額（旧法附則第十二条第一項の規定により令和四年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する令和三年度震災復興特別交付税額の一部のうち、令和四年度内に交付しない額を除く。）を第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、令和五年度分として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる。

2 前項の規定により令和四年度震災復興特別交付税額の一部を令和五年度分の交付税の総額に加算して交付する場合には、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による令和四年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における令和五年度分の交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。）を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による令和四年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における令和五年度分の交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び同項の規定により加算された令和四年度震災復興特別交付税額の一部の合算額を加算した額とする。

（震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例）

災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を令和三年度内に交付しないで、当該総務大臣が定める額以内の額（旧法附則第十二条第一項の規定により令和三年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する令和二年度震災復興特別交付税額の一部のうち、令和三年度内に交付しない額を除く。）を第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、令和四年度分として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる。

2 前項の規定により令和三年度震災復興特別交付税額の一部を令和四年度分の交付税の総額に加算して交付する場合には、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による令和三年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における令和四年度分の交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。）を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による令和三年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における令和四年度分の交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び同項の規定により加算された令和三年度震災復興特別交付税額の一部の合算額を加算した額とする。

（震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例）

第十三条 令和四年度及び令和五年度において、各地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関する特例を設けるものとする。

2 前項の場合における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第十五条第二項中「額を」とあるのは「額（附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。）を」と、「当該年度の特別交付税の総額」とあるのは、「令和四年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十一条に規定する令和四年度震災復興特別交付税額を、令和五年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する令和四年度震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに附則第十三条第一項」と、第二十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第十三条第一項」とする。

（令和四年度及び令和五年度における交付時期）ごとに交付すべき額の特例

第十四条 令和四年度及び令和五年度における第十六条第一項の規定の適用

第十三条 令和三年度及び令和四年度において、各地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関する特例を設けるものとする。

2 前項の場合における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第十五条第二項中「額を」とあるのは「額（附則第四条に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。）を」と、「当該年度の特別交付税の総額」とあるのは、「令和三年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十一条に規定する令和三年度震災復興特別交付税額を、令和四年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する令和三年度震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに附則第十三条第一項」と、第二十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第十三条第一項」とする。

（令和三年度及び令和四年度における交付時期）ごとに交付すべき額の特例

第十四条 令和三年度及び令和四年度における第十六条第一項の規定の適用

については、同項の表四月及び六月の項中「の前年度の交付税の総額」とあるのは、令和四年度にあつては「から附則第十一条に規定する令和四年度震災復興特別交付税額を控除した額の前年度の交付税の総額から地方交付税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十一条に規定する令和三年度震災復興特別交付税額のうち令和三年度において交付された額を控除した額」と、令和五年度にあつては「から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する令和四年度震災復興特別交付税額の一部を控除した額の前年度の交付税の総額から同条に規定する令和四年度震災復興特別交付税額のうち令和四年度において交付された額を控除した額」とする。

（震災復興特別交付税の額の加算、減額及び返還）

第十五条 令和四年度及び令和五年度において、総務大臣は、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実績、東日本大震災のための財政収入の減少の状況その他の事由により、平成二十三年以降に地方団体に交付した震災復興特別交付税の額が、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額に満たないときは当該額を、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額を超えるときは当該超える額（次項及び第三項において「超過交付額」という。）を、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額とすることができる。

2
略

については、同項の表四月及び六月の項中「の前年度の交付税の総額」とあるのは、令和三年度にあつては「から附則第十一条に規定する令和三年度震災復興特別交付税額を控除した額の前年度の交付税の総額から地方交付税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第八号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十一条に規定する令和二年度震災復興特別交付税額のうち令和二年度において交付された額を控除した額」と、令和四年度にあつては「から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する令和三年度震災復興特別交付税額の一部を控除した額の前年度の交付税の総額から同条に規定する令和三年度震災復興特別交付税額のうち令和三年度において交付された額を控除した額」とする。

（震災復興特別交付税の額の加算、減額及び返還）

第十五条 令和三年度及び令和四年度において、総務大臣は、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実績、東日本大震災のための財政収入の減少の状況その他の事由により、平成二十三年以降に地方団体に交付した震災復興特別交付税の額が、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額に満たないときは当該額を、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額を超えるときは当該超える額（次項及び第三項において「超過交付額」という。）を、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額とすることができる。

2
略

3 令和六年度以降の各年度において、総務大臣は、超過交付額が生じた地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超過交付額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該超過交付額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならない。

4・5 略

別表第一（第十二条第四項関係）

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一 警察費	警察職員数	一人につき 八、四四〇、〇〇〇 円
	二 土木費		
	1 道路橋りよう費	道路の面積	千平方メートルにつき 一三五、〇〇〇
		道路の延長	一キロメートルにつき 一、九五〇、〇〇〇

3 令和五年度以降の各年度において、総務大臣は、超過交付額が生じた地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超過交付額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該超過交付額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならない。

4・5 略

別表第一（第十二条第四項関係）

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一 警察費	警察職員数	一人につき 八、五三四、〇〇〇 円
	二 土木費		
	1 道路橋りよう費	道路の面積	千平方メートルにつき 一三六、〇〇〇
		道路の延長	一キロメートルにつき 一、九五八、〇〇〇

2	河川費	河川の延長	一キロ	一八四、〇〇〇
3	港湾費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき	二八、九〇〇
		港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	五、四六〇
		漁港における係留施設の延長	一メートルにつき	一〇、二〇〇
		漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	五、〇五〇
4	その他の人口		一人につき	一、二四〇
土木費				
三 教育費				
1	小学校費	教職員数	一人につき	六、〇四一、〇〇〇
2	中学校費	教職員数	一人につき	五、九四三、〇〇〇

2	河川費	河川の延長	一キロ	一八七、〇〇〇
3	港湾費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき	二九、〇〇〇
		港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	五、六四〇
		漁港における係留施設の延長	一メートルにつき	一〇、二〇〇
		漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	五、二三〇
4	その他の人口		一人につき	一、二五〇
土木費				
三 教育費				
1	小学校費	教職員数	一人につき	六、〇四〇、〇〇〇
2	中学校費	教職員数	一人につき	六、〇八九、〇〇〇

3 高等学校 費		4 特別支援 学校費		5 その他の 教育費		四 厚生労働費		1 生活保護 費		2 社会福祉 費		3 衛生費	
教職員数		教職員数		人口		の 数		町村部人口		人口		人口	
一人に		一人に		一人に		の 数		一人に		一人に		一人に	
六、六六六、〇〇〇		五、五九七、〇〇〇		三、三八〇		の 数		九、四四〇		一九、七〇〇		一四、九〇〇	
つき		つき		つき		の 数		つき		つき		つき	
生徒数		学級数		人口		の 数		町村部人口		人口		人口	
一人に		一人に		一人に		の 数		一人に		一人に		一人に	
五九、三〇〇		二、一九八、〇〇〇		二二一、〇〇〇		の 数		三〇五、五四〇		一人に		一人に	
つき		つき		つき		の 数		一人に		一人に		一人に	
私立の学校		校及び大学		高等専門学		の 数		の幼児、児		の学生数		の幼児、児	
一人に		一人に		一人に		の 数		つき		一人に		一人に	
三〇五、五四〇		二二一、〇〇〇		三、三八〇		の 数		つき		一人に		一人に	
つき		つき		つき		の 数		一人に		一人に		一人に	

3 高等学校 費		4 特別支援 学校費		5 その他の 教育費		四 厚生労働費		1 生活保護 費		2 社会福祉 費		3 衛生費	
教職員数		教職員数		人口		の 数		町村部人口		人口		人口	
一人に		一人に		一人に		の 数		一人に		一人に		一人に	
六、七〇八、〇〇〇		五、八三〇、〇〇〇		三、三六〇		の 数		九、四八〇		一九、四〇〇		一五、三〇〇	
つき		つき		つき		の 数		つき		つき		つき	
生徒数		学級数		人口 <td colspan="2">の 数</td> <td colspan="2">町村部人口</td> <td colspan="2">人口</td> <td colspan="2">人口</td>		の 数		町村部人口		人口		人口	
一人に		一人に		一人に		の 数		一人に		一人に		一人に	
五九、五〇〇		二、二〇七、〇〇〇		二二二、〇〇〇		の 数		三〇一、一四〇		一人に		一人に	
つき		つき		つき		の 数		一人に		一人に		一人に	
私立の学校		校及び大学		高等専門学		の 数		の幼児、児		の学生数		の幼児、児	
一人に		一人に		一人に		の 数		つき		一人に		一人に	
三〇一、一四〇		二二二、〇〇〇		三、三六〇		の 数		つき		一人に		一人に	
つき		つき		つき		の 数		一人に		一人に		一人に	

六 総務費		五 産業経済費		四 高齢者保 健福祉費		三 水産行政 費		二 林野行政 費		一 農業行政 費	
1 徴税費	世帯数	1 農業行政 農家数	農家数	4 高齢者保 上人口	六十五歳以 上人口	3 水産行政 水産業者数	水産業者数	2 林野行政 公有以外の 林野の面積	公有以外の 林野の面積	1 農業行政 農家数	農家数
一世帯 につき		一戸に つき		一人に つき	一人に つき	一人に つき		一ヘク タール につき	一ヘク タール につき	一戸に つき	
五、七〇〇		一一五、〇〇〇		九一、八〇〇		三五八、〇〇〇		一五、四〇〇		五、二二〇	

六 総務費		五 産業経済費		四 高齢者保 健福祉費		三 水産行政 費		二 林野行政 費		一 農業行政 費	
1 徴税費	世帯数	1 農業行政 農家数	農家数	4 高齢者保 上人口	六十五歳以 上人口	3 水産行政 水産業者数	水産業者数	2 林野行政 公有以外の 林野の面積	公有以外の 林野の面積	1 農業行政 農家数	農家数
一世帯 につき		一戸に つき		一人に つき	一人に つき	一人に つき		一ヘク タール につき	一ヘク タール につき	一戸に つき	
五、九八〇		一一六、〇〇〇		四四〇		三六〇、〇〇〇		一五、四〇〇		五、三〇〇	

2	恩給費	恩給受給権者数	一人につき	八五四、〇〇〇
3	地域振興費	人口	一人につき	五三六
7	災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇
8	補正予算償還費	平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可さ	千円につき	八〇〇

2	恩給費	恩給受給権者数	一人につき	八七九、〇〇〇
3	地域振興費	人口	一人につき	五五四
7	災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇
8	補正予算償還費	平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可さ	千円につき	八〇〇

年度から令 め平成十四	補填債償還費 のた つき	地方債の減 千円に	地方債の額	許可を得た	て同意又は	発行につい	充てるため	費の財源に	に係る事業	補正予算等	において国の	の各年度に	三年度まで	平成十六年 度から令和	四年度及び	平成十 四年度及び	平成一 十	償還金	に係る元利	れた地方債
																		三三		
																			五九	

年度から令 め平成十三	補填債償還費 のた つき	地方債の減 千円に	地方債の額	許可を得た	て同意又は	発行につい	充てるため	費の財源に	に係る事業	補正予算等	において国の	の各年度に	二年度まで	平成十六年 度から令和	四年度及び	平成十 三	度、平成十 四	償還金	に係る元利	れた地方債
																				六〇
																				三四

十二 臨時財政
対策債償還費

各年度にお	年度までの	から令和三	成十四年度	策のため平	臨時財政対	の額	れた地方債	ることさ	ことができ	別に起こす	において特	当該各年度	填するため	の減収を補	での各年度	十八年度ま	度から平成	平成十四年	度まで及び	ら平成八年	成六年度か	等による平
				つき	千円に																	

六〇

十二 臨時財政
対策債償還費

各年度にお	年度までの	から令和二	成十三年度	策のため平	臨時財政対	の額	れた地方債	ることさ	ことができ	別に起こす	において特	当該各年度	填するため	の減収を補	での各年度	十八年度ま	度から平成	平成十三年	度まで及び	ら平成八年	成六年度か	等による平
				つき	千円に																	

六〇

費	十四 国土強靱 化施策債償還	額	た地方債の	は許可を得	いて同意又	め発行につ	に充てるた	要する費用	災施策等に	全国緊急防	日本大震災	において東	での各年度	和三年度ま	年度から令	平成二十四	千円に	いて特別に	起こすこと	ができるこ	ととされた	地方債の額	十三 東日本大 震災全国緊急 防災施策等債 償還費	一〇二
																							年度までの	令和元年度

費	十四 国土強靱 化施策債償還	額	た地方債の	は許可を得	いて同意又	め発行につ	に充てるた	要する費用	災施策等に	全国緊急防	日本大震災	において東	での各年度	和二年度ま	年度から令	平成二十三	千円に	いて特別に	起こすこと	ができるこ	ととされた	地方債の額	十三 東日本大 震災全国緊急 防災施策等債 償還費	一〇三
																							年度	令和元年度

		三 教育費		2 中学校費		3 高等学校費		4 その他の教育費	
		1 小学校費		生徒数	学校数	教職員数	生徒数	人口	認定こども
		児童数	学級数	学級数	学校数	学級数	学校数	人口	認定こども
		一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
		四、五〇〇	八、九三〇	一、一三〇	一〇、一四八	六、五四五	七、五七〇	五、六四〇	七、一五〇
		〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

		三 教育費		2 中学校費		3 高等学校費		4 その他の教育費	
		1 小学校費		生徒数	学校数	教職員数	生徒数	人口	認定こども
		児童数	学級数	学級数	学校数	学級数	学校数	人口	認定こども
		一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
		四、五〇〇	九、一三〇	一、二二九	九、七五二	六、六四一	七、六三〇	五、七四〇	六、七四〇
		〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

		四 厚生費		園の小学校 就学前子ど もの数	
1	生活保護費	市部人口	一人に	九、四五〇	
2	社会福祉費	人口	一人に	二七、七〇〇	
3	保健衛生費	人口	一人に	八、三一〇	
4	高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人に	六九、八〇〇	
		七十五歳以上人口	一人に	八〇、五〇〇	
5	清掃費	人口	一人に	五、〇二〇	
五 産業経済費					
1	農業行政費	農家数	一戸に	九〇、五〇〇	
2	林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	一人に	四七、〇〇〇	
3	商工行政	人口	一人に	一、三五〇	

		四 厚生費		園の小学校 就学前子ど もの数	
1	生活保護費	市部人口	一人に	九、四三〇	
2	社会福祉費	人口	一人に	二七、六〇〇	
3	保健衛生費	人口	一人に	八、二一〇	
4	高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人に	七三、四〇〇	
		七十五歳以上人口	一人に	八七、四〇〇	
5	清掃費	人口	一人に	五、一七〇	
五 産業経済費					
1	農業行政費	農家数	一戸に	九三、八〇〇	
2	林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	一人に	四〇、〇〇〇	
3	商工行政	人口	一人に	一、三九〇	

		六 総務費		3 地域振興費		七 災害復旧費	
		1 徴税費	2 戸籍住民基本台帳費	人口	面積	災害復旧事業費の財源に充てられた発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	
		世帯数	戸籍数	一人につき	一平方キロメートルにつき	千円につき	
		一世帯につき	一籍につき				
		四、一五〇	一、一二〇	一、七四〇	一、〇二五、〇〇〇	九五〇	

		六 総務費		3 地域振興費		七 災害復旧費	
		1 徴税費	2 戸籍住民基本台帳費	人口	面積	災害復旧事業費の財源に充てられた発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	
		世帯数	戸籍数	一人につき	一平方キロメートルにつき	千円につき	
		一世帯につき	一籍につき				
		四、三一〇	一、一六〇	一、七七〇	一、〇三七、〇〇〇	九五〇	

八	辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円に	八〇〇
九	補正予算債償還費	平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円に	八〇〇
			千円に	三二

八	辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円に	八〇〇
九	補正予算債償還費	平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円に	八〇〇
			千円に	三三

十二 減税補填 債償還費		十一 財源対策 債償還費	
個人 の市町 村民税に 係る 特別減 税等 による 平成 六年 度か ら 平成 八年	千 円に つき	平成 十三 年 地方 債の 額	平成 十三 年 地方 債の 額
	六〇		三二

十二 減税補填 債償還費		十一 財源対策 債償還費	
個人 の市町 村民税に 係る 特別減 税等 による 平成 六年 度か ら 平成 八年	千 円に つき	平成 十三 年 地方 債の 額	平成 十三 年 地方 債の 額
	六〇		五二

十三 臨時財政
対策債償還費

度まで及び	平成十四年	度から平成	十八年度ま	での各年度	の減収を補	填するため	当該各年度	において特	別に起こす	ことができ	ることさ	れた地方債	の額	臨時財政対	策のため平	成十四年度	から令和三	年度までの	各年度にお	いて特別に	起こすこと	ができるこ	
														千円に	つき								

六〇

十三 臨時財政
対策債償還費

度まで及び	平成十三年	度から平成	十八年度ま	での各年度	の減収を補	填するため	当該各年度	において特	別に起こす	ことができ	ることさ	れた地方債	の額	臨時財政対	策のため平	成十三年度	から令和二	年度までの	各年度にお	いて特別に	起こすこと	ができるこ	
														千円に	つき								

六〇

ととされた 地方債の額	十四 東日本大 震災全国緊急 防災施策等債 償還費	平成二十四 年度から令 和三年度ま での各年度 において東 日本大震災 全国緊急防 災施策等に 要する費用 に充てるた め発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債の 額	十五 国土強靱 化施策債償還 費	令和元年度 から令和三 年度までの 各年度にお いて国土強 靱化施策に	千円に 一〇二
	一〇二				

ととされた 地方債の額	十四 東日本大 震災全国緊急 防災施策等債 償還費	平成二十三 年度から令 和二年度ま での各年度 において東 日本大震災 全国緊急防 災施策等に 要する費用 に充てるた め発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債の 額	十五 国土強靱 化施策債償還 費	令和元年度 及び令和二 年度にお いて国土強 靱化施策に	千円に 一〇三
	一〇三				

別表第二（第十二条第五項関係）

市町村	道府県	種 類	地 方 団 体 の 測 定 単 位	要する費用 に充てるた め発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債の 額
人口 面積	人口 面積		単位費用	
一人につき 一平方キロ メートルに つき 一七、七〇〇 円	一人につき 一平方キロ メートルに つき 一、〇九三、〇〇〇 円			

別表第二（第十二条第五項関係）

市町村	道府県	種 類	地 方 団 体 の 測 定 単 位	要する費用 に充てるた め発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債の 額
人口 面積	人口 面積		単位費用	
一人につき 一平方キロ メートルに つき 一九、〇〇〇 円	一人につき 一平方キロ メートルに つき 一、一三三、〇〇〇 円			

改正案

現行

改正案		現行	
附則		附則	
（交付税特別会計における借入金の特例）		（交付税特別会計における借入金の特例）	
<p>第四条 交付税特別会計において、令和四年度から令和三十五年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、令和四年度にあつては二十九兆六千二百二十二億九千五百四十万八千円を、令和五年度から令和十年度までの各年度にあつては二十九兆六千二百二十二億九千五百四十万八千円から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に應ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、令和十一年度から令和三十五年度までの各年度にあつては二十五兆六千二百二十二億九千五百四十万八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金を行うことができる。</p>		<p>第四条 交付税特別会計において、令和三年度から令和三十六年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、令和三年度にあつては三十兆千二百二十二億九千五百四十万八千円を、令和四年度から令和十年度までの各年度にあつては三十兆千二百二十二億九千五百四十万八千円から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に應ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、令和十一年度から令和三十六年度までの各年度にあつては二十六兆二千二百二十二億九千五百四十万八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金を行うことができる。</p>	
年 度	控 除 額	年 度	控 除 額
令和五年度	五千億円	令和四年度	千億円
令和六年度	五千億円	令和五年度	三千億円
令和七年度	六千億円	令和六年度	五千億円
令和八年度	七千億円	令和七年度	六千億円
		令和八年度	七千億円

令和九年度	八千億円
令和十年度	九千億円

2・3 略

(交付税特別会計における一時借入金の利子の繰入れの特例)

第五条 令和四年度に限り、第十五条第一項の規定による一時借入金（森林環境譲与税譲与金に係るものを除く。）の利子の支払に充てるために必要がある場合には、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

(交付税特別会計における一般会計からの繰入金の特例)

第九条 令和四年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第一項第二号に掲げる額を加算した額から同項第六号に掲げる額を減額した額とする。

2 令和五年度以降の各年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、当分の間、同条の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

3 令和五年度から令和二十六年度までの各年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、令和五年度から令和八年度までの各年度にあつては前項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、令和九年度から令和十二年度までの各年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、令和十三年度及び令和十四年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる

令和九年度	八千億円
令和十年度	九千億円

2・3 略

(交付税特別会計における一時借入金の子の繰入れの特例)

第五条 令和三年度に限り、第十五条第一項の規定による一時借入金（森林環境譲与税譲与金に係るものを除く。）の利子の支払に充てるために必要がある場合には、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

(交付税特別会計における一般会計からの繰入金の特例)

第九条 令和三年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第二号及び第四号に掲げる額を加算した額に二千五百億円を加算した額から同条第八号に掲げる額を減額した額とする。

2 令和四年度以降の各年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、当分の間、同条の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

3 令和四年度から令和二十六年度までの各年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、令和四年度から令和八年度までの各年度にあつては前項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、令和九年度から令和十二年度までの各年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、令和十三年度及び令和十四年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる

額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、令和十五年度から令和二十五年までの各年度にあつては同項の規定により算定した額から同号に掲げる額を減額した額とし、令和二十六年にあつては同項の規定により算定した額から第五号に掲げる額を減額した額とする。

一 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
令和五年度	千二百十七億円
令和六年度	八百三十四億円
令和七年度	七百七十五億円
令和八年度	五百三十五億円
令和九年度	五百四十八億円
令和十年度	四百五十五億円
令和十一年度	四百二十八億円
令和十二年度	四百二十一億円
令和十三年度	三億円
令和十四年度	三億円

二 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和五年度から令和八年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 二千四百六十億七千七百八万二千円

三〇五 略

(交付税特別会計における繰入れの特例)

額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、令和十五年度から令和二十五年までの各年度にあつては同項の規定により算定した額から同号に掲げる額を減額した額とし、令和二十六年にあつては同項の規定により算定した額から第五号に掲げる額を減額した額とする。

一 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
令和四年度	千六百五十六億円
令和五年度	千二百十七億円
令和六年度	八百三十四億円
令和七年度	七百七十五億円
令和八年度	五百三十五億円
令和九年度	百三十四億円
令和十年度	四十一億円
令和十一年度	十四億円
令和十二年度	七億円
令和十三年度	三億円
令和十四年度	三億円

二 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和四年度から令和八年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 二千四百六十億七千七百八万二千円

三〇五 略

(交付税特別会計における繰入れの特例)

第十条 第六条の規定にかかわらず、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）**第三条第一項**に規定する地方特例交付金の総額は、毎会計年度、一般会計から交付税特別会計に繰り入れられるものとする。

2 略

(削る)

3 令和二年度から令和六年度までの各年度に

においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）**附則第十四条**の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、各年度における森林環境譲与税譲与金を支弁するため、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

(交付税特別会計の歳入及び歳出の特例)

第十一条 略

2 **第二十三条**の規定によるほか、**前条第三項**の規定により財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れられた繰入金は、交付税特別会計の歳入とする。

(財政投融資特別会計の繰入れ並びに歳入及び歳出の特例)

第十条 第六条の規定にかかわらず、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）**第二条第三項**に規定する地方特例交付金の総額は、毎会計年度、一般会計から交付税特別会計に繰り入れられるものとする。

2 略

3 令和四年度においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）**附則第十四条**の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

4 前項に規定するもののほか、令和二年度から令和六年度までの各年度に

においては、地方公共団体金融機構法 **附則第十四条**の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、各年度における森林環境譲与税譲与金を支弁するため、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

(交付税特別会計の歳入及び歳出の特例)

第十一条 略

2 **第二十三条**の規定によるほか、**前条第三項及び第四項**の規定により財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れられた繰入金は、交付税特別会計の歳入とする。

(財政投融資特別会計の繰入れ並びに歳入及び歳出の特例)

第十二条の四 附則第十条第三項

に規定するもののほか、平成三
十年から令和五年度までの間においては、地方公共団体金融機構法附則
第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別
会計の投資勘定に帰属させるものとし、民間資金等の活用による公共施設
等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）附則第四条
第一項に規定する繰上償還を行おうとする旨の申出がなかったとした場合
に同会計の財政融資資金勘定において生じていたと見込まれる運用利殖金
に相当する額を補填するため、当該帰属させた額を、予算で定めるところ
により、同会計の投資勘定から財政融資資金勘定に繰り入れることができ
る。

2 略

3 第五十三条第二項の規定によるほか、附則第十条第三項 の規

定による財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計への繰入金及
び第一項の規定による同勘定から財政融資資金勘定への繰入金は、財政投
融資特別会計の投資勘定の歳出とする。

第十二条の四 附則第十条第三項及び第四項に規定するもののほか、平成三

十年から令和五年度までの間においては、地方公共団体金融機構法附則
第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別
会計の投資勘定に帰属させるものとし、民間資金等の活用による公共施設
等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）附則第四条
第一項に規定する繰上償還を行おうとする旨の申出がなかったとした場合
に同会計の財政融資資金勘定において生じていたと見込まれる運用利殖金
に相当する額を補填するため、当該帰属させた額を、予算で定めるところ
により、同会計の投資勘定から財政融資資金勘定に繰り入れることができ
る。

2 略

3 第五十三条第二項の規定によるほか、附則第十条第三項及び第四項の規

定による財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計への繰入金及
び第一項の規定による同勘定から財政融資資金勘定への繰入金は、財政投
融資特別会計の投資勘定の歳出とする。

改正案

現行

（趣旨）

第一条 この法律は、個人の道府県民税（都民税を含む。第三条において同じ。）の所得割及び個人の市町村民税（区民税を含む。同条において同じ。）の所得割の収入が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五条の四及び第五条の四の二（同法附則第四十五条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定による控除（第三条において「住宅借入金等特別税額控除」という。）を行うことにより減少すること

（趣旨）

第一条 この法律は、個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）の所得割及び個人の市町村民税（区民税を含む。以下同じ。）の所得割の収入が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五条の四及び第五条の四の二（同法附則第四十五条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定による控除（次条第二項及び第三条において「住宅借入金等特別税額控除」という。）を行うことにより減少すること、自動車税の環境性能割の収入が同法附則第十二条の二の十第二項の規定による非課税及び同法附則第十二条の二の十二第二項の規定による税率の特例（次条第二項及び第三条の二において「自動車税率特例等」という。）により減少すること並びに軽自動車税の環境性能割の収入が同法附則第二十九条の八の二の規定による非課税及び同法附則第二十九条の十八第三項の規定による税率の特例（次条第二項及び第三条の三において「軽自動車税率特例等」という。）により減少することに伴う地方公共団体の財政状況に鑑み、その財政の健全な運営に資するため、当分の間の措置として、地方特例交付金の交付その他の必要な財政上の特別措置を定めるものとする。

に伴う地方公

共団体の財政状況に鑑み、その財政の健全な運営に資するため、当分の間の措置として、地方特例交付金の交付その他の必要な財政上の特別措置を定めるものとする。

（地方特例交付金の交付）

（地方特例交付金の交付）

第二条 略

(削る)

(削る)

(削る)

第二条 略

2 地方特例交付金の種類は、個人住民税減収補填特例交付金（個人の道府県民税の所得割及び個人の市町村民税の所得割の住宅借入金等特別税額控除による減収額を埋めるために当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。）、自動車税減収補填特例交付金（自動車税の環境性能割の自動車税率特例等による減収額を埋めるために令和元年度から令和三年度までの各年度において交付する交付金をいう。以下同じ。）及び軽自動車税減収補填特例交付金（軽自動車税の環境性能割の軽自動車税率特例等による減収額を埋めるために令和元年度から令和三年度までの各年度において交付する交付金をいう。以下同じ。）とする。

3 毎年度分として交付すべき地方特例交付金の総額は、当該年度における次条第一項に規定する個人住民税減収補填特例交付金総額（令和元年度から令和三年度までの各年度にあつては、当該個人住民税減収補填特例交付金総額に当該年度における第三条の二第一項に規定する自動車税減収補填特例交付金総額及び当該年度における第三条の三第一項に規定する軽自動車税減収補填特例交付金総額を加算した額）とする。

4 毎年度分として各都道府県又は各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額は、当該年度において次条第二項の規定により交付すべき個人住民税減収補填特例交付金の額（令和元年度から令和三年度までの各年度にあつては、当該額に当該年度において第三条の二第二項又は第三項の規定により交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額及び当該年度において第三条の三第二項の規定により交付すべき軽自動車税減収補填特例交付金の額を加算した額）とする。

(地方特例交付金の額)

第三条 毎年度分として交付すべき地方特例交付金の

総額は

、各都道府県及び各市町村における当該年度の個人の道府県民税の所得割及び個人の市町村民税の所得割の住宅借入金等特別税額控除による減収見込額の合算額に相当する額として予算で定める額(次項及び第五条第一項において「地方特例交付金総額」という。)とする。

2 毎年度分として各都道府県及び各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額は、地方特例交付金総額を、総務

省令で定めるところにより、各都道府県及び各市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額(各都道府県にあつては当該年度分の個人の道府県民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合計額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額、各市町村にあつては当該年度分の個人の市町村民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合計額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。)により按分した額とする。

(削る)

(個人住民税減収補填特例交付金の額)

第三条 毎年度分として交付すべき個人住民税減収補填特例交付金の総額は

、各都道府県及び各市町村における当該年度の個人の道府県民税の所得割及び個人の市町村民税の所得割の住宅借入金等特別税額控除による減収見込額の合算額に相当する額として予算で定める額(次項及び第五条第一項において「個人住民税減収補填特例交付金総額」という。)とする。

2 毎年度分として各都道府県及び各市町村に対して交付すべき個人住民税減収補填特例交付金の額は、個人住民税減収補填特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県及び各市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額(各都道府県にあつては当該年度分の個人の道府県民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合計額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額、各市町村にあつては当該年度分の個人の市町村民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合計額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。)により按分した額とする。

(自動車税減収補填特例交付金の額)

第三条の二 令和元年度から令和三年度までの各年度分として交付すべき自動車税減収補填特例交付金の総額は、各都道府県における当該年度の自動車税の環境性能割の自動車税率特例等による減収見込額の合計額に相当する額として予算で定める額(以下「自動車税減収補填特例交付金総額」という。)とする。

2 令和元年度から令和三年度までの各年度分として各都道府県に対して交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額は、自動車税減収補填特例交付

金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県の自動車税減収見込額（自動車税税率特例等による当該年度分の自動車税の環境性能割の収入の減少の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額（次項各号において「各都道府県按分額」という。）から同項の規定により算定した当該都道府県の区域内の各市町村に對して交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額の合計額を控除した額とする。

3 令和元年度から令和三年度までの各年度分として各市町村に對して交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額は、当該市町村に係る第一号に掲げる額（指定市（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条第三項に規定する指定市をいう。以下この項において同じ。）にあつては、当該額に当該指定市に係る第二号に掲げる額を加算した額）とする。

一 当該市町村を包括する都道府県に係る各都道府県按分額に地方税法第一百七十七条の六第一項に規定する政令で定める率を乗じて得た額の百分の四十七に相当する額を、総務省令で定めるところにより、当該都道府県内の各市町村が管理する市町村道の延長及び面積（同項に規定する市町村道の延長及び面積をいう。）により按分した額

二 当該指定市を包括する都道府県に係る各都道府県按分額に地方税法第一百七十七条の六第二項に規定する政令で定める率を乗じて得た額の百分の三十五に相当する額に、総務省令で定めるところにより、当該都道府県の区域内に存する一般国道等の延長及び面積（同項に規定する一般国道等の延長及び面積をいう。以下この号において同じ。）のうちに占める当該指定市の区域内に存する一般国道等の延長及び面積の割合を乗じ

て得た額

(軽自動車税減収補填特例交付金の額)

第三条の三 令和元年度から令和三年度までの各年度分として交付すべき軽自動車税減収補填特例交付金の総額は、各市町村における当該年度の軽自動車税の環境性能割の軽自動車税税率特例等による減収見込額の合計額に相当する額として予算で定める額（以下「軽自動車税減収補填特例交付金総額」という。）とする。

2 令和元年度から令和三年度までの各年度分として各市町村に対して交付すべき軽自動車税減収補填特例交付金の額は、軽自動車税減収補填特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各市町村の軽自動車税減収見込額（軽自動車税税率特例等による当該年度分の軽自動車税の環境性能割の収入の減少の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額とする。

(算定の時期等)

第四条 総務大臣は、**第二条第四項**の規定により交付すべき地方特例交付金の額を、遅くとも毎年八月三十一日までに決定しなければならない。ただし、地方特例交付金の総額の増加その他特別の事由がある場合には、九月一日以後において、地方特例交付金の額を決定し、又は既に決定した地方特例交付金の額を変更することができる。

2 略

(地方特例交付金の交付時期)

第五条 地方特例交付金は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ同表の下欄に定める額を交付する。ただし、四月において交付すべき地

(削る)

(算定の時期等)

第四条 総務大臣は、**前条第二項**の規定により交付すべき地方特例交付金の額を、遅くとも毎年八月三十一日までに決定しなければならない。ただし、地方特例交付金の総額の増加その他特別の事由がある場合には、九月一日以後において、地方特例交付金の額を決定し、又は既に決定した地方特例交付金の額を変更することができる。

2 略

(地方特例交付金の交付時期)

第五条 地方特例交付金は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ同表の下欄に定める額を交付する。ただし、四月において交付すべき地

方特例交付金については、当該年度において交付すべき地方特例交付金の額が前年度の地方特例交付金の額に比して著しく減少することとなると認められる地方公共団体又は当該年度において地方特例交付金の交付を受けないこととなると認められる地方公共団体に対しては、同表の下欄に定める額の全部又は一部を交付しないことができる。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
四月	前年度の当該地方公共団体に対する地方特例交付金の額に当該年度の地方特例交付金総額の前年度の地方特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額
九月	当該年度において交付すべき当該地方公共団体に対する地方特例交付金の額から既に交付した地方特例交付金の額を控除した額

(削る)

方特例交付金については、当該年度において交付すべき地方特例交付金の額が前年度の地方特例交付金の額に比して著しく減少することとなると認められる地方公共団体又は当該年度において地方特例交付金の交付を受けないこととなると認められる地方公共団体に対しては、同表の下欄に定める額の全部又は一部を交付しないことができる。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
四月	前年度の当該地方公共団体に対する個人住民税減収補填特例交付金の額に当該年度の個人住民税減収補填特例交付金総額の前年度の個人住民税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額
九月	当該年度において交付すべき当該地方公共団体に対する地方特例交付金の額から既に交付した地方特例交付金の額を控除した額

2

令和元年度における前項の規定の適用については、同項の表四月の項中「個人住民税減収補填特例交付金の額」とあるのは「地方特例交付金の額」と、「前年度の個人住民税減収補填特例交付金総額」とあるのは「前年度の地方特例交付金の総額」とし、令和二年度及び令和三年度の各年度における前項の規定の適用については、同項の表四月の項中「得た額」とあるのは、「得た額に、都道府県にあつては、前年度の当該都道府県に対する自動車税減収補填特例交付金の額に当該年度の自動車税減収補填特例交付金総額の前年度の自動車税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額を、市町村にあつては、前年度の当該市町村に対する自動車税減

2 当該年度の国の予算の成立しないことその他の事由により、前項の規定により難い場合における地方特例交付金の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、前年度の地方特例交付金の額等を参酌して、総務省令で定めるところにより、特例を設けることができる。

3 地方公共団体が前二項の規定により各交付時期に交付を受けた地方特例交付金の額が当該年度分として交付を受けるべき地方特例交付金の額を超える場合には、当該地方公共団体は、その超過額を遅滞なく、国に還付しなければならない。

4 第一項の場合において、四月一日以前一年内及び四月二日から当該年度の地方特例交付金の四月に交付すべき額が交付されるまでの間に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における前年度の関係地方公共団体の地方特例交付金の額の算定方法は、総務省令で定める。

(基準財政収入額の算定方法の特例)

第八条 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条第一項の規定の適用については、当分の間、同項

収補填特例交付金の額に当該年度の自動車税減収補填特例交付金総額の前年度の自動車税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額及び前年度の当該市町村に対する軽自動車税減収補填特例交付金の額に当該年度の軽自動車税減収補填特例交付金総額の前年度の軽自動車税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の合算額を、それぞれ加算した額」とする。

3 当該年度の国の予算の成立しないことその他の事由により、前二項の規定により難い場合における地方特例交付金の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、前年度の地方特例交付金の額等を参酌して、総務省令で定めるところにより、特例を設けることができる。

4 地方公共団体が前三項の規定により各交付時期に交付を受けた地方特例交付金の額が当該年度分として交付を受けるべき地方特例交付金の額を超える場合には、当該地方公共団体は、その超過額を遅滞なく、国に還付しなければならない。

5 第一項及び第二項の場合において、四月一日以前一年内及び四月二日から当該年度の地方特例交付金の四月に交付すべき額が交付されるまでの間に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における前年度の関係地方公共団体の地方特例交付金の額の算定方法は、総務省令で定める。

(基準財政収入額の算定方法の特例)

第八条 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条第一項の規定の適用については、当分の間、同項

<p>中「当該道府県の特別法人事業譲与税」とあるのは「当該道府県の地方特 例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号 ）第二条 に規定する地方特例交付金（以下この項において「地方特 例交付金」という。）の額の百分の七十五の額、当該道府県の特別法人事 業譲与税」と、「当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七 十五の額」とあるのは「当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百 分の七十五の額、当該市町村の地方特例交付金の額の百分の七十五の額」 と、「当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」 とあるのは「当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五 の額、当該指定市の地方特例交付金の額の百分の七十五の額」とする。</p> <p>2 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準 財政収入額を算定する場合における地方交付税法第十四条第三項の規定の 適用については、当分の間、同項の表道府県の項中</p>	
<p>とあるのは</p>	<p>「 十一 市町村た ばこ税都道府 県交付金</p>
<p>十一の二 地方 特例交付金</p>	<p>当該道府県が包括する市町村の前年度の市町 村たばこ税の課税標準数量等</p> <p>当該年度について地方特例交付金等の地方財政 の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十 七号）<u>第三条第二項の規定により算定した同法</u></p>

<p>中「当該道府県の特別法人事業譲与税」とあるのは「当該道府県の地方特 例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号 ）<u>第二条第一項</u>に規定する地方特例交付金（以下この項において「地方特 例交付金」という。）の額の百分の七十五の額、当該道府県の特別法人事 業譲与税」と、「当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七 十五の額」とあるのは「当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百 分の七十五の額、当該市町村の地方特例交付金の額の百分の七十五の額」 と、「当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」 とあるのは「当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五 の額、当該指定市の地方特例交付金の額の百分の七十五の額」とする。</p> <p>2 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準 財政収入額を算定する場合における地方交付税法第十四条第三項の規定の 適用については、当分の間、同項の表道府県の項中</p>	
<p>とあるのは</p>	<p>「 十一 市町村た ばこ税都道府 県交付金</p>
<p>十一の二 地方 特例交付金</p>	<p>当該道府県が包括する市町村の前年度の市町 村たばこ税の課税標準数量等</p> <p>当該年度について地方特例交付金等の地方財政 の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十 七号）<u>第二条第四項の規定により算定した同条</u></p>

	<p>第二條に規定する地方特例交付金（市町村の項第十五号の二において「地方特例交付金」という。）の額</p>
<p>と、同項の表市町村の項中</p>	<p>前年度の環境性能割交付金の交付額</p>
<p>「十五 環境性能割交付金</p>	<p>前年度の環境性能割交付金の交付額</p>
<p>とあるのは</p>	<p>前年度の環境性能割交付金の交付額</p>
<p>とする。</p>	<p>当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三條第二項の規定により算定した地方特例交付金の額</p>

	<p>第一項に規定する地方特例交付金（市町村の項第十五号の二において「地方特例交付金」という。）の額</p>
<p>と、同項の表市町村の項中</p>	<p>前年度の環境性能割交付金の交付額</p>
<p>「十五 環境性能割交付金</p>	<p>前年度の環境性能割交付金の交付額</p>
<p>とあるのは</p>	<p>前年度の環境性能割交付金の交付額</p>
<p>とする。</p>	<p>当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二條第四項の規定により算定した地方特例交付金の額</p>